

(R5.4.1～R7.3.31) 上越市自立支援協議会委員 構成(案)

【選出のポイント】

- ・改正法では、地域における障害者等への適切な支援に関する情報の共有が盛り込まれたことから、より具体的な議論ができる専門的知識のある人材をサービス種別が偏らないよう配置する。
- ・計画策定年でもあるため、全国的な動きを含め広い視野で助言いただける人材を配置するとともに、全国的な課題となっている、強度行動障害、にも包括、医療的ケアの分野に精通した人材を配置する。

【現行(R3.4.1～R5.3.31)】

| 区分 | 選出の基準 | 選出団体 |
|----------------|-------------------|-------------------------|
| 相談支援を行う事業者 | 圏域相談員 | 障害児(者)相談支援センターかなや |
| | 圏域相談員 | 社会福祉法人 上越市社会福祉協議会 |
| | 就労相談 | 障害者就業・生活支援センターさくら |
| | 地域包括支援センター | みんなのできる相談センター |
| 障害福祉サービスを行う事業者 | 旧市 | 株式会社リポーン |
| | 13区 | 社会福祉法人 やまびこ会 |
| 保健及び医療機関 | 重症心身障害者緊急短期入所受入施設 | 上越地域医療センター病院 |
| | 重症心身障害者緊急短期入所受入施設 | 独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター |
| 就労及び雇用関係者 | 就労相談 | 上越公共職業安定所 |
| 教育関係者 | 障害のある児童への教育機関 | 吉川高等特別支援学校教諭 |
| 障害者又は障害者団体関係者 | 市内障害者団体 | 上越心身障害者福祉団体連合会 |
| | 市内障害者団体 | 上越心身障害者福祉団体連合会 |
| 学識経験者 | 障害に関する教育 | 新潟県立看護大学 |
| | 県福祉担当者制度に関する識見 | 上越地域振興局健康福祉環境部 |
| その他市長が必要と認める人 | 民生委員・児童委員 | 上越市民生委員・児童委員協議会連合会 |
| | 障害のある児童の保護者 | 保護者 |

【改選案(R5.4.1～R7.3.31)】

| 区分 | 選出の基準 |
|----------------|------------------------|
| 相談支援を行う事業者 | 地域生活支援拠点等 |
| | 地域包括支援センター(相談支援専門員連絡会) |
| | 就労相談 |
| | 障害児相談 |
| 障害福祉サービスを行う事業者 | 通所系(自立訓練、就労継続) |
| | 通所系(就労移行支援) |
| | 通所系(生活介護) |
| | 入所系 |
| | 訪問系 |
| | 地域活動支援センター |
| 保健及び医療機関 | 精神科病院 |
| 就労及び雇用関係者 | 公共職業安定所 |
| 教育関係者 | 障害のある児童・生徒の教育機関 |
| 障害者又は障害者団体関係者 | 市内障害者団体 |
| 学識経験者 | 障害に関する教育機関 |
| | 県障害福祉担当者(制度に関する識見) |
| その他市長が必要と認める人 | 保護者 |